



第2部

基本構想

I まちづくりの基本姿勢

本町は、次の3点をまちづくりの基本姿勢とします。

子どもから高齢者まですべての住民が

○地域の中でいきいきと暮らせるまち

○人と人とのつながりが実感できるまち

○快適・便利に暮らせるまち



・地域の中でいきいきと暮らせるまち

誰もがいきいきと心豊かで充実した生活を送ることができるまちを目指します。

・人と人とのつながりが実感できるまち

高齢者や子育て家庭、支援の必要な人々を地域全体で包み込むように、他者への思いやりを持ち、支え合いながら人と人とのつながりを実感できるまちを目指します。

・快適・便利に暮らせるまち

生活基盤の整備や環境保全等を進め、快適さ・便利さを更に感じる事ができる活気あるまちを目指します。

Ⅱ まちの将来像

1 まちの将来像

本町は、行政への住民参加や地域活動の活性化によって、住民参加のまちづくりを進めてきました。今後は、高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭等、支援の必要な人が増加していることもあり、まちの将来を見据えると住民参加のみにとどまらず、住民同士のつながりが重要となります。

また、その住民同士のつながりが強くなることで、地域が活性化し、まちの魅力も高まります。そのため、本町の将来像を「つながり」で築く躍動するまち 北方」とします。

“つながり”で築く躍動するまち 北方

2 基本目標

まちの将来像を実現するため、次の6つの目標を設定します。

基本目標

I つながりと信頼を深めみんなの力でつくるまち

II いつまでも住み続けたいまち

III 地域ので安心・安全のまち

IV 賑わいと活力に満ち未来に輝くまち

V みんなの力で健やかに暮らせるまち

VI 夢をもち共に学び合えるまち

Ⅲ 将来指標

本町の人口は、平成27年の国勢調査では18,169人となり、平成7年からの人口の推移は微増傾向から、減少に転じました。

本計画では、人口維持・増加に結びつくような施策を実施することにより、計画の目標年次である平成37年の目標人口を19,050人（中間年：平成32年19,027人）とします。

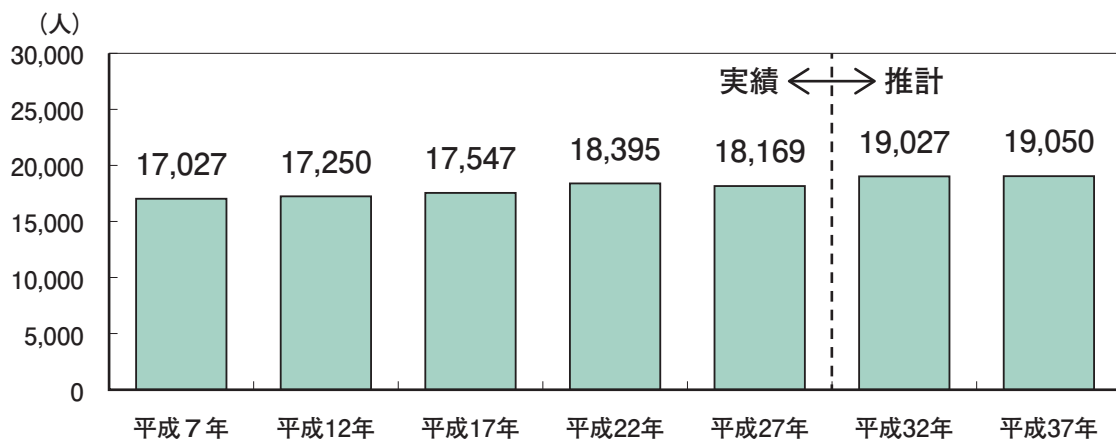
表：人口の推移

(人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口	17,027	17,250	17,547	18,395	18,169	19,027	19,050
0～14歳	3,300	3,109	3,079	3,052	2,697	2,776	2,606
15～64歳	11,981	11,938	11,793	11,793	11,443	11,849	11,865
65歳以上	1,746	2,203	2,675	3,360	4,028	4,402	4,579

資料：平成7年～27年は国勢調査、平成32・37年は推計を踏まえた目標値

図：人口の推移



Ⅳ 施策の大綱

1 計画の体系

まちづくりの基本姿勢 (基本理念)	まちの将来像	基本目標
<p>子どもから高齢者まですべての住民が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中でいきいきと暮らせるまち ・人と人とのつながりが実感できるまち ・快適・便利に暮らせるまち 	<p>“つながり”で築く躍動するまち北方</p>	<p>I つながりと信頼を深めみんなの力でつくるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民参加・協働 2. 地域コミュニティ・ボランティア 3. 行財政運営 <p>II いつまでも住み続けたいまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市基盤 2. 交通基盤 3. 上水道・下水道 4. 環境・衛生 <p>III 地域ので安心・安全のまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災・消防 2. 防犯・交通安全 3. 平和推進 <p>IV 賑わいと活力に満ち未来に輝くまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業 2. 商工業 3. 観光 <p>V みんなの力で健やかに暮らせるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て支援 2. 地域福祉 3. 高齢者福祉 4. 障がい者（児）福祉 5. 保健・医療 6. 社会保障 <p>VI 夢をもち共に学び合えるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育 2. 家庭や地域の教育 3. 生涯学習 4. 文化・スポーツの振興

2 各施策の概要



基本目標 I	つながりと信頼を深めみんなの力でつくるまち
1 住民参加・協働	<p>(1) 住民参加と協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政への住民参加については年々活発になりつつあります。今後は、住民参加と協働の更なる推進を図るため、特に若い世代の行政への参加を促し、幅広い年齢層が行政と協働する体制づくりを推進します。 <p>(2) 情報提供・情報公開の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 「見やすい・わかりやすい」をコンセプトに、広報きたがたやホームページを更に充実させていきます。また、情報公開制度により行政に対する信頼と理解を更に深め、公正で透明な行政の実現を図ります。
2 地域コミュニティ・ボランティア	<p>(1) 地域自治活動・地域交流の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域においては、自治会や老人クラブ、子ども会等様々な団体が活動しており、今後は更なる活動の活性化を図ります。また、住民同士のつながりを大切にし、まちを元気にする団体の連携による活動の支援に努めます。 <p>(2) 地域ボランティアの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会や生涯学習センターと協働して、地域ボランティアの募集や育成、活動の場の提供に努めます。
3 行財政運営	<p>(1) 効率的な行財政運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税対象の的確な把握や公正な賦課徴収により税収の確保を図るとともに、将来にわたり健全な財政運営を推進します。また、職員の資質や政策形成能力等の向上を図るとともに、事業の評価見直しにより効率的な行政運営を推進します。 <p>(2) 広域行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「岐阜地域広域圏協議会」の構成市町との連携を強化し、広域的サービスの研究に努めます。また、介護、消防、保険事業等の特定分野においては、広域市町村で行う際のメリットデメリットをよく検討するとともに、具体的な取り組みを推進します。

基本目標 II	いつまでも住み続けたいまち
<p>1 都市基盤</p>	<p>(1) 都市計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域においては健全な都市形成を推進し、市街化調整区域においては優良農地の保全を図りながら、町全体の課題に対応するため、地域再生計画に基づく事業を推進します。 <p>(2) 空家対策・定住促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民との協働による空家対策を進め、地域の活性化、防災力及び防犯力の向上を図ります。また、定住奨励施策の充実に努め、特に若い世代の定住促進を図ります。 <p>(3) 公園・緑地の回廊の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園や河川等の緑や水辺空間の保全と創出により、町全体を一つの公園にみたと、連続する緑と清流の回廊を形成することで、自然が身近に感じられる環境づくりを推進します。
<p>2 交通基盤</p>	<p>(1) 道路網の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路網については、国道、県道と連結した都市計画道路の整備を進めるとともに、幹線道路以外の生活道路の改良工事等、適正な維持管理に努めます。また、歩道部分の段差解消等、高齢者や障がい者にやさしい歩行空間を確保するためのバリアフリー化を推進します。 <p>(2) 地域公共交通の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通の充実のため、近隣市町との連携を図り、バス路線の再編成を検討します。また、公共交通を維持するには、利用促進が不可欠であるため、諸施策によりバス利用者の増加を図ります。
<p>3 上水道・下水道</p>	<p>(1) 上水道の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全でおいしい水を安定供給し続けるため、適正な維持管理に努め、老朽管の更新や施設の長寿命化対策を推進します。また、安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を推進します。 <p>(2) 下水道の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在進めている高屋西部地区の下水管布設の完了により、整備率 100%を目指します。また、施設の適正な維持管理に努め、長寿命化や耐震化対策等を推進します。更に、安定した事業継続のための「経営戦略」策定を推進するとともに、未接続者に対する接続促進に努める等、経営の健全化を図ります。

基本目標 II	いつまでも住み続けたいまち
4 環境・衛生	<p>(1) 分別収集処理体制の充実と循環型社会形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民との協働によりごみの減量化や再資源化を図るとともに、小型家電のリサイクルを推進します。また、リサイクルセンターの長寿命化を図ります。 <p>(2) 環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や企業、各種団体との協働による環境保全の体制づくりを推進します。また、住民のマナー改善のための啓発活動を継続して行い、生活環境の向上に努めます。 <p>(3) 環境汚染防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気や水質等の環境汚染調査を継続し、公害防止や環境保全に努めます。また、環境汚染を防止するため、企業との連携を図るとともに、監視体制の強化に努めます。 <p>(4) 省エネルギーによる環境保全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムへの補助制度を継続するとともに、環境にやさしいまちづくりを推進し、住環境の向上に努めます。

基本目標 Ⅲ	地域の力で安心・安全のまち
1 防災・消防	<p>(1) 防災体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、地震や洪水等の災害に対応できるよう、災害別の対策強化に努めます。また、住民の防災意識の高揚を図るため、広報きたがたやホームページの他にSNSを活用し、若い世代を中心に住民が主体となった防災活動の重要性についての啓発に努めます。その他、避難所に指定されている文教施設の非構造部材の耐震化や、一般住宅における家具の転倒防止等の減災対策を推進します。 <p>(2) 消防体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内在住、在勤者を対象とした消防団員の確保及び育成を推進するとともに、消防力強化のため、定例訓練時には様々な災害を想定した内容を取り入れ、行政と消防団との連携訓練を推進します。また、車両や設備の定期的な更新に努めます。
2 防犯・交通安全	<p>(1) 防犯体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による子どもの見守りや特殊詐欺防止の啓発等、家庭と学校、企業、警察等地域全体が連携することにより、安心して生活できるまちづくりに努めます。 <p>(2) 交通安全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動や交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図ります。また、交通安全施設を整備し、その充実を図ります。
3 平和推進	<p>(1) 非核平和の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北方町非核平和都市宣言」に基づき、平和を推進し、住民の平和意識の高揚を図ります。

基本目標 IV	賑わいと活力に満ち未来に輝くまち
1 農業	<p>(1) 農業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化や地産地消、経営体育成支援の推進により、都市近郊型農業の立地条件を活かした新たな産地ブランドづくりや農業ビジネスの創出を図ります。
2 商工業	<p>(1) 商工業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会との連携を強化し、商店街の活性化を図るための諸施策を推進します。空き店舗を有効活用するための施策や既存店舗の活性化を図るために行う小規模企業への支援等、官民協働により商店街の再生に努めます。また、金融機関等との連携により、町内で起業する事業者への支援を検討します。 <p>(2) 企業誘致の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致を推進することで地域経済の活性化はもとより、雇用機会の創出を図ります。また、新たな交流拠点の整備により、「ひと」と「もの」の流れを活発にし、町の更なる活性化を図ります。
3 観光	<p>(1) 観光の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円鏡寺等の町が誇る観光資源を広くPRする等、本町の魅力についての積極的な発信に努めます。また、観光協会が実施する観光振興事業への補助等を継続して行うとともに、門前市事業への支援に努めます。更に、近隣市町との連携による広域的な観光ルートの開発について検討します。

基本目標 V	みんなの力で健やかに暮らせるまち
1 子育て支援	<p>(1) 子育て支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての親が子育ての楽しさや喜びを感じ、すべての子どもたちがのびのびと成長できるまちづくりを理念に掲げた「北方町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体が子育てに協力する環境づくりを推進します。
2 地域福祉	<p>(1) 地域福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしの高齢者等、支援が必要な人を地域全体で支え合う環境を目指し、社会福祉協議会や各種ボランティア団体と連携し、福祉サービスの提供に努めます。また、地域福祉活動の必要性を広く周知するとともに、ボランティアの自発的な活動の促進に努めます。
3 高齢者福祉	<p>(1) 地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が住み慣れた地域や家庭において自分らしい暮らしができるよう医療、介護、福祉等の連携により地域包括ケアシステムの構築を図ります。 <p>(2) 高齢者の生活支援等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブや地域の趣味講座、軽スポーツ等への高齢者の積極的な参加を啓発するとともに、安心・安全な生活を送ることができるよう配食サービスや緊急通報装置の設置等の福祉サービスの継続に努めます。
4 障がい者（児）福祉	<p>(1) 障がい者（児）福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者が必要なサービスを受けながら、地域の中で安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、地域活動支援センター「もちの木」では、障がい者の生産活動への支援及び地域社会との交流促進を図ります。 <p>(2) 障がい者（児）への配慮や権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法において、行政サービス等における障がい者への配慮が求められていることから、職員の障がいに対する理解を深めるとともに、庁内における相談体制の構築を図ります。また、併せて町内事業所等への周知及び啓発に努めます。

基本目標 V	みんなの力で健やかに暮らせるまち
<p>5 保健・医療</p>	<p>(1) 健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健（検）診の必要性について啓発し、各種健（検）診において、あらゆる世代が受診しやすい体制づくりを推進し、生活習慣病の発症や重症化の予防、がんの早期発見・早期治療につなげることにより、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ります。 <p>(2) 包括的な子育て支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施するため、関係機関が連携を図り、包括的に子育てを支援できる体制の構築を図ります。 <p>(3) 保健・医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関との連携により、健診結果が重症化予防につながるような体制づくりを推進します。かかりつけ医等をもつことや適時適切な初期診断、専門医療による治療等の啓発に努めます。また、在宅療養を希望する人への支援が包括的になされるよう、関係機関の連携を図ります。
<p>6 社会保障</p>	<p>(1) 国民健康保険事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医、ジェネリック医薬品の奨励等を啓発し、医療費の適正化に努めます。また、特定健診未受診者を対象とした健康状態の把握と受診勧奨の強化に努め、生活習慣病の発症や重症化の予防に努めます。

基本目標 VI	夢をもち共に学び合えるまち
1 学校教育	<p>(1) 教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成する幼稚園・学校の教育活動を支援します。また、子どもたちを指導する教職員が十分に力を発揮できるように、研修への参加等の支援に努めます。 <p>(2) 教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが安全な環境で学ぶことができるように、教育施設や設備、教材の整備を推進します。また、安心して学ぶことができるようにするために、いじめや不登校、問題行動に対応するための生徒指導や教育相談体制の充実を図ります。
2 家庭や地域の教育	<p>(1) 家庭教育への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の子育てサークルや各種講座、家庭教育学級を通じて、学習機会を提供し、放課後児童クラブを整備する等、家庭教育への支援に努めます。 <p>(2) 地域の教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクールの取り組み、青少年健全育成のネットワークの構築、子どもたちの地域行事への主体的な参加等、地域ぐるみで子どもたちを育む取り組みを推進します。
3 生涯学習	<p>(1) 多様な学習機会の充実・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 趣味や教養を高めるための学習機会を提供するとともに、地域の課題やニーズに応じた住民の主体的な生涯学習活動への支援に努めます。また、学習活動に取り組んだ成果を社会に還元するよう支援に努めます。 <p>(2) 平和・人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会人権教育計画に沿って、家庭教育学級や青少年育成町民会議での啓発や、人権に関する研修会・講演会等を開催することで、平和や人権について考える機会となるよう努めます。
4 文化・スポーツの振興	<p>(1) 芸術文化活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 質の高い本物の文化にふれる機会を充実させるとともに、住民の主体的な活動の支援に努めます。 <p>(2) 文化財の保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財や伝統文化の保存、活用、継承のための取り組みを支援したり、推進したりします。 <p>(3) スポーツに親しむ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民のだれもが楽しく生きがいをもって運動やスポーツに関わっていけるよう、住民主体のスポーツ活動を推進します。